令和７年（フ）第４９９０号
大阪市城東区諏訪４丁目13番２号　ロイヤルメゾンテル　301号
破産者　澤田　敬多
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５５２５号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番29号、前住所兵庫県西宮市鳴尾町３丁目16番22―205号
破産者　竹内　泰朗
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５５２８号
大阪市淀川区宮原１丁目19番８－Ａ803号
破産者　宇賀　秀憲
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６６６号
大阪府守口市大久保町５丁目90番11号
破産者　荒木組こと　荒木　広和
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５号
大阪市住吉区我孫子１丁目２番14号　メゾンリベリカ206号、前住所大阪市西成区鶴見橋３丁目８番18号　202号
破産者　吉野　弘隆
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６０号
大阪市阿倍野区阿倍野元町２番１号　ステイト阿倍野602号
破産者　田中　弘一
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８３号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目37番32号　アリビオ　202
破産者　中島　美月
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１８号
大阪府豊中市名神口３丁目７番３―302号
破産者　森口　恭介
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２９号
大阪府門真市三ツ島１丁目11番15号　メゾンリーフ201号
破産者　冨岡佐和子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４２号
大阪府東大阪市友井３丁目４番23号　勝和園別館７号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市友井１丁目１番14号
破産者　小川　陽子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６７４号
大阪府八尾市本町４丁目４番９―401号
破産者　石川　雅行
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８０２号
大阪市東淀川区東中島３丁目８番17―517号
破産者　山本　翔一（旧姓北山）
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０２９号
大阪市浪速区難波中２丁目７番19号　エヌウェーブ　301号
破産者　吉田　隼也
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１８９号
大阪市東住吉区矢田４丁目14番３号　リファインハイツナカモト　1306号、前住所大阪市東住吉区住道矢田５丁目10番13―411号
破産者　伊藤　　恵
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３８４号
大阪府大東市栄和町４番25号　アドバンスⅠ　305号
破産者　伊堂寺大樹
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５５２号
大阪市西区九条３丁目14番12号
破産者　賓　　聖秀
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８１５号
大阪府豊中市岡町北３丁目６番21―303号
破産者　戸越　智子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８４５号
大阪市此花区梅香３丁目２番１―104号
破産者　土居　　仁
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部